

日本における難民・移民の現状と課題

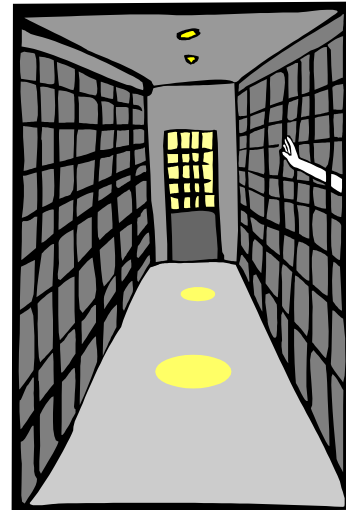
～国際人権条約の施行と国際社会における日本のあり方～

2005年9月30日

I 日本における外国人（移民）・民族的少数者・難民の統計

- 1 外国人：約200万人（1.6%）10年前と比較すると45%増
- 2 民族的少数者：公式統計はなし（資料 国連人種差別撤廃委員会の最終見解参照）・・・但し先住民族、コリア系日本人（約50万人）、国際結婚は年間5%
- 3 難民：2004年の受入数は15人

収容所で難民が助けを求めています



II 日本における難民保護の現状：難民条約、拷問等禁止条約の施行状況

- 1 アフリカで難民との出会い→ケニアの難民、日本の難民
- 2 そしておきた9.11同時多発テロとアフガン難民
- 3 人権条約（難民条約）の規定
難民の地位に関する1951年条約+難民の地位に関する1967年議定書
———経済難民と「難民」の異同とは？ 亡命者と「難民」の異同とは？
———ノン・ルフールマン原則
———
- 4 拷問等禁止条約（1987年発効、日本1999年加入）の規定
- 5 日本における庇護希望者（難民申請者）の現状
(1) 強制収容される外国人の数、「不法滞在外国人」になってしまう現状、強制収容
(2) 強制送還（今年1月のクルド難民2名送還事件）
- 6 他のG7諸国、その他各国との比較

III 日本における移民の人権状況

- 1 日本の移民政策の現状
(1) 一般アムネ스티か、在留特別許可か
(2) 政策と実態の狭間で =あるイラン人家族の戦い（在留特別許可一斉行動）=
———全件収容主義
———マククリーン判決
(3) 自由権規約、子どもの権利条約との関係
- 2 外国人差別の現状
(1) 外国人犯罪キャンペーン =スケープゴートにされる外国人=
(2) 公人による差別発言

- (3) 民間における排外主義の浸透（入店拒否、入居差別、在日コリアンに対する嫌がらせなど）
- (4) 人種差別撤廃条約との関係

IV 国際社会における日本のあり方とは

- 1 21世紀の日本社会のあり方という観点から
 - 人種主義の高まりと多文化共生社会
 - 人口減少と高齢社会化
- 2 国際社会における日本の責任という観点から

☆ 資料

【国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）ウェブサイトより】

http://www.unhcr.or.jp/protect/hogo_japan.html

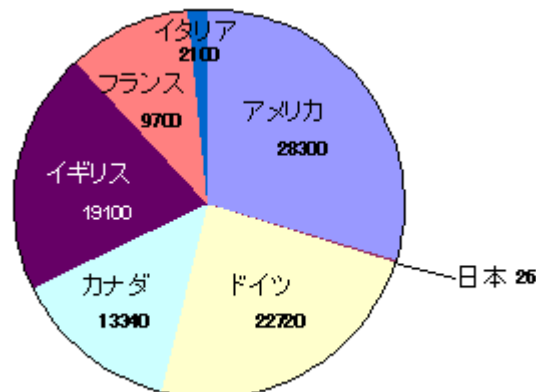
●領域内庇護による責任分担の少なさ

日本は UNHCR の活動に対する世界第二の抛出国であるものの、その領域内で庇護している難民の数を GDP、人口、領土面積で比較すると、世界でも低レベルに位置する。

世界 150 カ国のうち日本の難民数は	対 GDP 比で 136 位	対人口比で 125 位	1000Km ² あたりで 90 位
---------------------	-----------------------	--------------------	--------------------------------------

難民条約を G7 諸国の難民認定数で比較すると...

G7 諸国における 1951 年難民条約の適用
2001 年の難民認定数



注：暫定的統計、日本以外は四捨五入

【難民条約】

難民条約 1 条 A (2)

(難民の定義)

「①人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に②迫害を受けるおそれがあるという③十分に理由のある恐怖を有するために、④国籍国の外にいる者」

難民条約 3 1 条 2 項

(避難国に不法にいる難民に対する移動の制限の禁止)

「締約国は、1 の規定に該当する難民の移動に対し、必要な制限以外の制限を課してはならず、また、この制限は、当該難民の当該締約国における滞在が合法的なものとなるまでの間又は当該難民が他の国への入国許可を得るまでの間に限って課することができる。締約国は、1 の規定に該当する難民に対し、他の国への入国許可を得るために妥当と認められる期間の猶予及びこのために必要なすべての便宜を与える。」

難民条約 33 条 1 項

(追放及び送還の禁止)

締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。

【拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約】

拷問等禁止条約 3 条前段

締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。

※本条約 22 条の個人通報制度については日本政府はこれを受諾しない旨を明らかにしている。

【入管難民法】

入管難民法第 39 条 1 項

(收容)

「入国警備官は、容疑者が第 24 条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書により、その者を收容することができる。」

(24 条は、超過滞在や不法入国等、退去強制事由を列挙している)

入管難民法第 54 条 (仮放免)

- 1 項 收容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて收容されている者又は・・・は、法務省令で定める手続により、入国者收容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。
- 2 項 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

入管難民法第 50 条 (法務大臣の裁決の特例)

法務大臣は、前条第 3 項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

1. 永住許可を受けているとき。
2. かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
3. 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
4. その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

【市民のおよび政治的権利に関する規約 (自由権規約)】

第 17 条

- 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第23条

- 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

【児童の権利に関する条約】

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

【2001年3月20日 国連人種差別撤廃委員会の最終見解 抜粋】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/saishu.html>

7. 委員会は、・・・委員会の報告ガイドラインにおいて要請されているように、人口の民族的構成比についての完全な詳細、特に、韓国・朝鮮人マイノリティ、部落民及び沖縄のコミュニティを含む本条約の適用範囲によってカバーされているすべてのマイノリティの状況を反映した経済的及び社会的指標に関する情報を次回報告の中で提供するよう、締約国に勧告する。沖縄の住民は、特定の民族的集団として認識されることを求めており、また、現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっていると主張している。

9. 委員会は、憲法第98条が、締約国によって批准された条約が国内法の一部であると定めているにもかかわらず、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の規定が、国の裁判所においてほとんど言及されていないことにつき、懸念をもって留意する。(以下略)

10. 委員会は、本条約に関連する締約国の法律の規定が、憲法第14条のみであることを懸念する。・・・委員会は、特に本条約第4条及び第5条に適合するような、人種差別を非合法化する特定の法律を制定することが必要であると信じる。

12. 人種差別の禁止全般について、委員会は、人種差別それのみでは刑法上明示的かつ十分に処罰されないことを更に懸念する。委員会は、締約国に対し、人種差別の処罰化と、権限のある国の裁判所及び他の国家機関による、人種差別的行為からの効果的な保護と救済へのアクセスを確保すべく、本条約の規定を国内法秩序において完全に実施することを考慮するよう勧告する。